

国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則（16 経教 細則第9号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第9号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 総務担当副学長</p> <p>二 共生科学技術研究部、工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部から選出された教育研究評議員を兼ねる副部長 各1人</p> <p>三 共生科学技術研究部、工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部から選出された教員 各1人</p> <p>四 図書館長</p> <p>五 連合農学研究科から選出された教員 1人</p> <p>六 キャンパス整備チームリーダー</p> <p>七 その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 前項第3号、第5号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第5条 省略</p> <p>（招集の請求）</p> <p>第6条 委員長は、委員3分の1以上の請求がある場合、又は第8条に規定する小委員会の請求がある場合は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>第7条 省略</p> <p>（小委員会）</p> <p>第8条 委員会に次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 施設維持・利用小委員会</p> <p>二 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2 小委員会の委員長は、委員会の委員とする。</p> <p>3 小委員会の委員構成及び所掌事項は別表のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>4 小委員会委員の任期は、委員会が別に定める。</p> <p>（専決）</p> <p>第9条 委員会は、前条の小委員会で審議された事項について、小委員会での議決をもって委</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 総務担当副学長</p> <p>二 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部長 各1人</p> <p>三 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人</p> <p>四 図書館長</p> <p>五 連合農学研究科から選出された教員 1人</p> <p>六 キャンパス整備チームリーダー</p> <p>七 その他次条に規定する委員長が必要と認めたる者</p> <p>2 前項第3号、第5号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第5条 省略（現行どおり）</p> <p>（招集の請求）</p> <p>第6条 委員長は、委員3分の1以上の請求がある場合は、委員会を招集しなければならない。</p> <p>第7条 省略（現行どおり）</p>

員会の議決とすることができる。

2 前項の小委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、委員会で定める。

3 第1項の議決を行った場合は、小委員会委員長は速やかにその旨を委員長に報告するものとする。

(担当委員)

第10条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合、委員長は決定事項について速やかに委員会に報告するものとする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、キャンパス整備チームにおいて処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員会が定める。

附 則 省略

別表

小委員会名称	委員構成	所掌事項
施設維持・利用 小委員会	・ 第3条第1項第2号の委員 1人 ・ 同項第3号の委員 ・ 同項第4号の委員 ・ 同項第6号の委員	・ 施設の維持・保全に関すること。 ・ 施設の点検評価に関すること。 ・ 施設の有効活用に関すること。 ・ その他必要事項

附 則 (18 細則第13号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(担当委員)

第8条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合において、委員長は、決定事項について速やかに委員会に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、キャンパス整備チームにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員会が定める。

附 則 省略 (現行どおり)

別表 削る